

特許庁「AI 発明の保護に関する調査研究」報告書に対する批判的評釈

Manus

1. 調査設計および論理構成の限界

本報告書は、AI 自律発明および AI 利用発明の特許法上の保護に関する現状分析と今後の対応策を提示することを目的とした基礎資料である。公開情報調査（日本・米国・欧州・ドイツ・中国・韓国）と国内ヒアリング調査（企業等 11 者、有識者 5 名）を組み合わせた調査設計は、情報収集の網羅性という観点では一定の評価に値する。しかし、調査設計および論理構成においては、以下に述べる問題点が認められる。

企業ニーズと有識者見解の乖離の並記 「発明者」論点において、多くの企業等が現行基準の維持を前提としつつも「公的な指針の策定」を求めているのに対し、有識者からは「個別具体的な事案ごとの判断が必要であり、画一的な基準の提示や具体例を示すことは困難」と指摘されている[1]。報告書はこの対立を並記するにとどまっており、行政としてどちらの方向性を採用すべきか、あるいはどのように折衷すべきかの具体的なロードマップは提示されていない。

国際的調和への過度な依存 報告書は、USPTO による従前ガイダンスの撤回・改訂や EPO 審判部の動向を繰り返し参照し、「国際的な調和を損なうものではない」という論拠を各論点の結論の根拠として多用している[1]。国際調和は重要な考慮要素であるが、それが分析の出発点ではなく帰着点として機能している点は、日本の特許法体系の独自性を踏まえた主体的な法解釈の深化を妨げている。

ヒアリング対象の代表性の問題 企業等ヒアリングの対象は自動車・電機・製薬・化学等の大手企業 11 者に限定されており、スタートアップ企業、AI 開発専門企業、大学・研究機関（1 者のみ）、弁理士実務家等の視点が著しく欠如している。特に AI 自律発明の保護に対して積極的な立場をとり得る AI 開発企業の意見が含まれていない点は、調査結果の偏りとして留意する必要がある。

2. 法的分析に関する批判

各論点（発明・発明者・引用発明適格性・記載要件・先使用权）の法的分析においても、以下の通り踏み込み不足が否めない。

2.1 「発明」および「発明者」論点

AI 自律発明を日本の特許法第 2 条第 1 項の「発明」の定義（「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」）に含め得るとしながら、発明者を自然人に限定する構成は、特許権付与・権利帰属の局面において制度的な緊張を残している。報告書は、この構成によって「完全な AI 自律発明には特許権を認めないという現在の考え方を維持できる」と整理し、引用発明や先使用权との関係で AI 自律発明を「発明」概念に含める実益を示している[1]。

しかし、自然人の発明者が存在しない AI 自律発明が「発明」として成立するにもかかわらず、誰も特許権を取得できないという状態が生じた場合の権利帰属の空白については、十分な検討が行われていない。製薬企業等からは「AI 自律発明が保護されない場合には投資回収の機会を失う」という深刻な懸念が示されているが[1]、現行法の枠組みではこのニーズに応えることは困難である。

2.2 「引用発明適格性」論点

AI による大量の技術情報生成が特許審査を阻害する懸念に対し、報告書は「現行の審査基準に規定されている実施可能性の要件を維持すれば足りる」と結論づけている[1]。この方針は現状の実務感覚に沿うものであるが、化学・製薬分野などにおいて AI が生成した実施可能性の不明確な情報が大量に公開された場合、先行技術調査のコスト増大や審査官の負担激増という実務上のリスクに対する具体的な解決策は示されていない。

また、有識者ヒアリングにおいて、引用発明適格性に関する考え方（引用文献から技術的思想が抽出できる必要があるか否か、引用発明に実施可能性が求められるか

否か、新規性判断と進歩性判断で要件が異なるか否か等）について学識者・実務家間で見解が分かれているとの指摘があった[1]。報告書は「審査基準にはより具体的に記載してはどうか」という提案で処理しているが、見解の対立の実質的な解決には至っていない。

2.3 「記載要件」論点

AI利用の記載要件についても、現時点では新たな開示義務を設ける必要性は高くないとしているが、報告書自身が将来的な課題として、AIや処理プロセスの開示が必要となる可能性、当業者概念の変容、進歩性判断への影響等を認めている[1]。これらの将来的課題が現実化するまでの移行期間における対応策が示されていない点は、実務上の空白として問題である。

2.4 「先使用权」論点

先使用权については、AI自律発明の実施者に先使用权を認めることへの賛成意見が多数を占めた一方で、現行の特許法第79条の「自らその発明をし」「その発明をした者から知得して」という文言からはAI自律発明を含めることが難しいとの指摘が複数の有識者から示されている[1]。報告書は「現時点では直ちに法改正を行う必要性は高くない」としつつ、将来的な法改正が選択肢となり得るとの意見も紹介している。この点は他の論点と比較して法改正の必要性をより率直に認めており、一定の評価ができる。しかし、AI自律発明に基づく先使用权の立証の困難さ（特許出願前にAIが独自に発明していたことの証明等）という実務上の深刻な課題については、具体的な対応策が示されていない。

3. 政策形成の基礎資料としての限界

本報告書は、将来的な発明保護の在り方を検討するための基礎資料として位置付けられており、制度改正そのものを直接提言する文書ではない。その性格を踏まえた上でなお、政策形成の基礎資料としての有用性には以下の限界が認められる。

現状維持色の強い結論 各論点の結論は総じて現状維持色が強く、「現行法の解釈による対応可能性を重視しすぎる傾向」が顕著である。一部では将来的な法改正・解釈明確化の余地も示されているものの（特に先使用权論点）、AI技術が急速に進展していることを考慮すれば、このような「待ち」の姿勢は将来的な法的空白や実務上の混乱を招くリスクが高い。

インセンティブ設計の視点の不足 製薬企業のビジネスモデルでは特許による一定期間の独占実施が投資回収機会を保障していること、保護がなければ模倣防止手段や投資インセンティブが損なわれるという意見が記載されている[1]。産業財産権制度の目的は「産業の発達」にあり、AI時代における研究開発投資のインセンティブをどのように維持・強化するかという観点からの分析が不足している。

USPTO ガイダンス撤回の影響の過大評価 報告書は、USPTO による従前ガイダンスの撤回・改訂を受けて「日本において発明者認定の指針を策定する必要性は必ずしも高くない」との有識者意見を紹介している[1]。しかし、米国のガイダンス変更は米国固有の制度的背景（先発明主義の歴史、宣誓制度、ディスカバリー制度等）に基づくものであり、日本の制度的文脈に直接適用することには慎重であるべきである。

要約版における情報の平板化 要約版（スライド形式）は、全体版で示された複雑な意見の対立や法的不確実性を大幅に単純化している。例えば、引用発明適格性に関する学識者・実務家間の見解の相違や、先使用权の文言上の困難性といった重要な論点が、要約版では「現行の審査基準の適用で対応可能」「現行法の解釈に関する課題の指摘もあった」という一行程度の記述に圧縮されている。政策形成の基礎資料として、要約版が独り歩きした場合に生じる誤解のリスクは看過できない。

4. 結論

本報告書は、国内外の動向や関係者の意見を網羅的に収集した基礎資料としては有用である一方、具体的な制度設計への橋渡しが十分ではない。

現行法の解釈による対応可能性を重視しすぎる傾向を改め、AIが発明の主体となる未来を見据えた、より大胆かつ具体的な制度設計の議論を早急に開始する必要がある。その際には、大手製造業中心のヒアリング対象を拡大し、AI開発企業・スタートアップ・弁理士実務家等の多様な利害関係者の意見を取り込むことが不可欠である。また、国際調和を重視しつつも、日本の特許法体系の独自性を踏まえた主体的な法解釈の深化が求められる。

参考文献

[1] 特許庁『令和7年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 AI発明の保護に関する調査研究報告書』三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、令和8年3月、全体版・要約版。